

渡良瀬川河川事務所における応急復旧に関する 災害協定締結建設業者の公募について

標記について、「渡良瀬川河川事務所における応急復旧に関する災害協定」（以下、「災害協定」という）の締結を希望する建設業者は、下記により技術資料を作成して提出をお願いします。

なお、災害協定の締結は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成30年1月16日

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長
牛 腸 宏

記

1. 災害協定の目的

この災害協定は、渡良瀬川河川事務所が管理する河川管理施設等（砂防出張所管内においては砂防設備等）に関して応急復旧を実施するにあたり、必要な事項を定め、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 災害協定の内容

- (1) 災害協定（案） 別紙－1
- (2) 災害協定区間図 別紙－2

- ① 佐野河川出張所管内その1（渡良瀬川左岸、秋山川を含む）
- ② 佐野河川出張所管内その2（渡良瀬川右岸、矢場川、多々良川を含む）
- ③ 足利出張所管内その1（渡良瀬川左岸、旗川、蓮台寺川放水路を含む）
- ④ 足利出張所管内その2（渡良瀬川右岸）
- ⑤ 桐生出張所管内その1（渡良瀬川左岸、桐生川を含む）
- ⑥ 桐生出張所管内その2（渡良瀬川右岸）
- ⑦ 大間々砂防出張所管内
- ⑧ 足尾砂防出張所管内

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成 29・30 年度一般競争（指名競争）入札参加資格申請者のうち一般土木工事 C 等級、D 等級または維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県または群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。
- ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施行業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 災害協定の締結期間

協定期間： 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 別紙－3
(2) 技術資料 様式－1～6
(3) 図面等

※ 技術資料は平成 30 年 2 月 13 日現在で作成する。

6. 申請書及び資料の提出方法

- (1) 様式を渡良瀬川河川事務所 HP（※）からダウンロードにより入手すること。
※ <http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/>
- (2) 提出期間及び受付時間
平成 30 年 1 月 16 日（火）から平成 30 年 2 月 13 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分（12 時から 13 時を除く）までとする。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 工務課

電話 0284-73-5554

(4) 提出部数

1部(袋とじ)。提出書類は紙(A4サイズ)によるものとし、表紙を1ページとした通し番号を付すると共に全ページ数を表示すること。(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)

(5) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

また、持参による場合は前記6.(2)の受付時間内に限る。

なお、電送(ファクシミリ等)、電子メール等によるものは受け付けない。

7. 申請書類の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書 別紙-3の申請書による。

(2) 技術資料

技術資料の作成は次表の通りとする。ただし、記載事項に該当する実績がない場合でも、災害協定の締結の対象から外れるものではない。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 地域特性	① 災害協定締結の希望区間が複数ある場合は、希望順に記入すること。 ② 本店から、災害協定区間図に示す移動距離算定場所までの移動距離を記載すること。(運行ルートは公道を活用すること。) ③ 記載様式は様式-1とする。
2) 施工実績	① 平成27年4月1日以降に、災害協定締結の希望区間において実施した渡良瀬川河川事務所発注の工事、または、渡良瀬川河川事務所発注の工事で、元請けとして完成・引渡が完了した河川工事(砂防出張所管内においては河川または砂防・地すべり等工事)または、河川維持工事の施工実績を1件記載する(成績65点未満のものを除く)。 ② 記載様式は様式-2とする。 ③ 災害協定締結の希望区間ごとに、施工実績を提出すること。
3) 他機関との災害協定締結の状況	① 他の行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定等が締結されている場合は、平成30年度における災害協定等の締結状況を記載すること。なお、複数締結している場合は、そのすべてを記載するこ

	<p>と。</p> <p>② 複数の災害協定等を締結している場合は、他の行政機関と出動要請が重なった場合や、すでに出動している場合の対応について記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－３とする。</p> <p>④ 記載した災害協定書等の中で、他の行政機関と出動要請が重なった時の対応が記載されている場合は、その写しを提出すること。</p>
4) 災害協定等に基づく災害復旧工事の実績	<p>① 平成19年4月1日以降に行政機関との間において、締結した災害協定等に基づく災害復旧工事の実績があれば記載すること。複数の行政機関において、災害復旧工事の実績がある場合には、渡良瀬川河川事務所、関東地方整備局の他事務所、他の国の機関、県、市町村の順のうち、上位のものを記入すること。</p> <p>② 記載様式は様式－４とする。</p> <p>③ 記載した実績の内容が不明確な場合は、内容が確認できる資料を提出すること。</p>
5) 資機材等の状況	<p>① 出動要請時に、動員可能な技術者（一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を保有し監督できる者）の人数を記入すること。</p> <p>② 出動要請時に、使用可能な資機材の名称及び備蓄数量を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－５とする。</p>
6) 災害時の基礎的事業継続力認定の有無	<p>① 資料の提出期限日において、関東地方整備局長から災害時の基礎的事業継続力の認定を受けている場合は認定証の写しを提出すること。なお、認定を申請中の場合は、申請書類の写しを提出すること。</p> <p>② 記載様式は様式－６とする。</p>

(3) 図面等

5万分の1程度の縮尺の図面に、資機材保有場所、災害協定締結の希望区間に該当する会社（本店）から、協定締結の希望区間までの運行ルート（災害協定区間図に示す移動距離算定場所までの移動ルート）を記載すること。

ただし、運行ルートは公道を活用すること。

また、資機材保有場所の写真を提出すること。

8. 災害協定の締結の選定に関する事項

(1) 災害協定を締結する業者の選定は、災害協定区間ごとに3者程度とする。

(2) 災害協定締結予定者は、技術審査の各項目を総合的に判断して選定する。

また、災害協定は原則として同一業者と複数の区間について締結はしない。

9. 災害協定の締結

申請書を審査の上、災害協定締結者および非締結者には書面をもって通知するとともに、渡良瀬川河川事務所の掲示板に掲示する。

なお、通知は平成30年2月28日（水）を予定している。

上記、決定結果に対して不服がある者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により渡良瀬川河川事務所長に対して非締結理由についての説明を求めることができる。

また、非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

10. その他

- (1) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、災害協定締結の技術審査以外の目的に使用することはない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をしたものは、技術審査の対象としない。また、災害協定締結後に発覚した場合は、災害協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は原則として認めないが、内容について問い合わせることはある。
- (5) 提出された申請書及び技術資料は、返却しない。
- (6) 様式を含む本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料内容等の問い合わせには応じない。

なお、問い合わせ方法は次のとおりとする。

①提出方法

書面を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

②受付期間

平成30年1月16日（火）から平成30年2月7日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分（12時から13時を除く）までとする。

③提出場所

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 工務課（担当 岩瀬）

電話 0284-73-5554（工務課直通） FAX 0284-73-5570（工務課直通）

〇〇出張所管内〇〇における応急復旧に関する災害協定（案）

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 牛腸 宏（以下「甲」という。）と〇〇建設（〇）〇〇社長 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、洪水、地震等で発生した災害における応急復旧の実施に関し、次のとおり「〇〇出張所管内〇〇における応急復旧に関する災害協定」（以下「災害協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 この災害協定は、渡良瀬川河川事務所が管理する河川管理施設等（砂防出張所管内においては砂防設備等）に関して応急復旧を実施するに当たり、必要な事項を定め、甲、乙双方が協力して被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害協定の範囲）

第2条 災害協定の範囲は、渡良瀬川河川事務所の〇〇出張所管内〇〇区間とする。

（出動要請及び契約）

第3条 河川管理施設等（砂防出張所管内においては砂防設備等）が被災した場合、甲は乙に対して、書面により出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、承諾するか否かを速やかに書面により、甲に回答するものとする。

3 乙が要請を承諾した場合、甲、乙は速やかに契約を締結するものとする。
なお、この契約は関係法令に準拠し、工事請負契約書により契約を締結するものとする。

4 甲が第2条に規定する範囲外に出動を要請し、乙が要請を受諾した場合、甲は乙との契約相手方を乙に通知するものとし、甲は乙の契約相手方に対し、速やかに契約を締結するよう働きかけるものとする。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、応急復旧の実施に備えるため、使用可能な建設資機材等の数量を把握し、各年度当初に書面により甲に対して報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(有効期間及び災害協定の解除)

第5条 この災害協定の有効期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、乙に取引停止の事実、不渡りの情報、会社更生法及び民事再生法の申請の事実等があった場合、甲は書面による通告をもって災害協定の解除を行うことができるものとする。

また、上記以外に災害協定を継続できない事情が発生したときには、甲、乙協議の上、災害協定を解除できるものとする。

(協 議)

第6条 この災害協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定範囲の特例)

第7条 乙は、第2条に規定する範囲外において災害が発生し、甲が特に必要として応急復旧を要請した場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

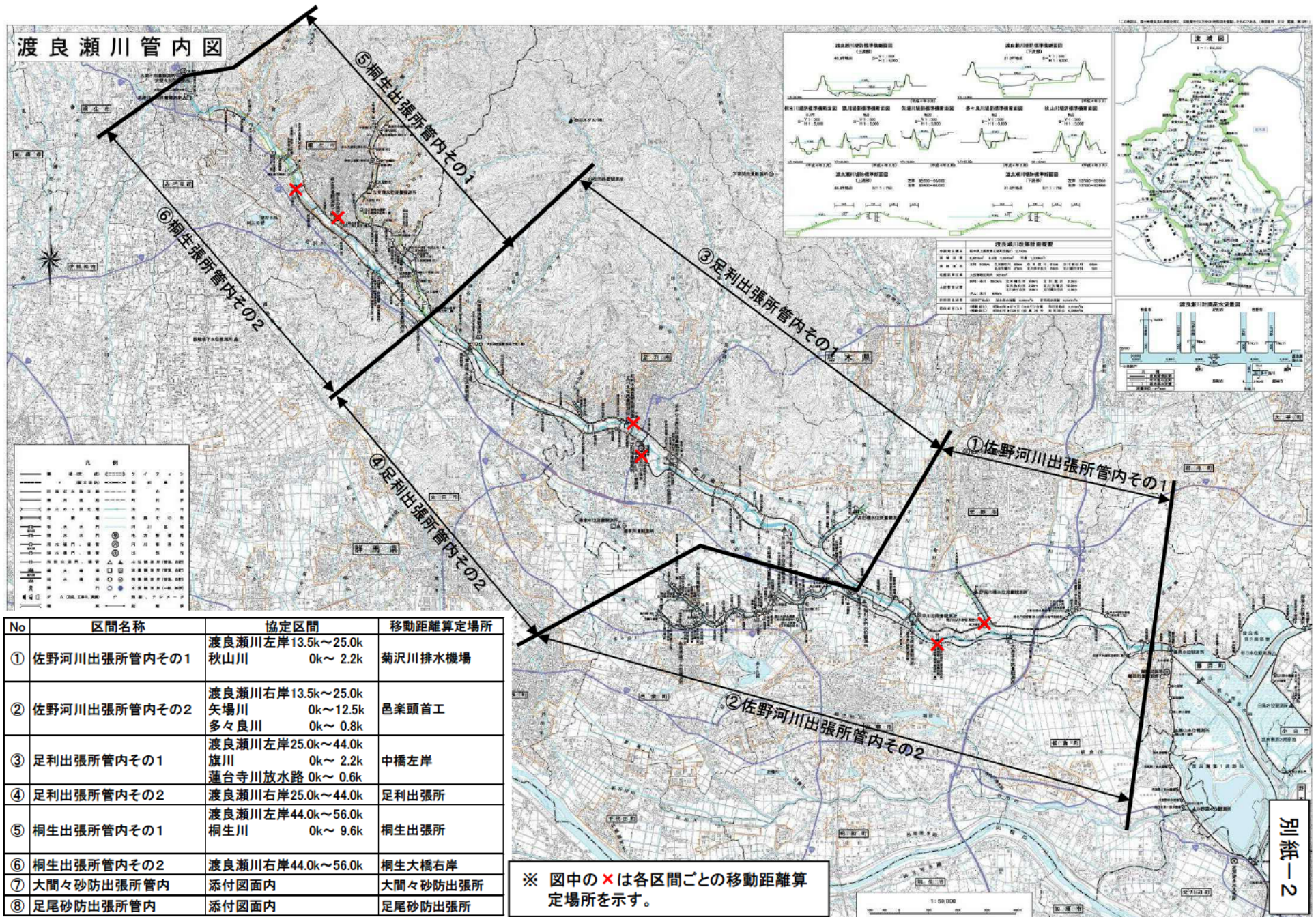
この災害協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年〇〇月〇〇日

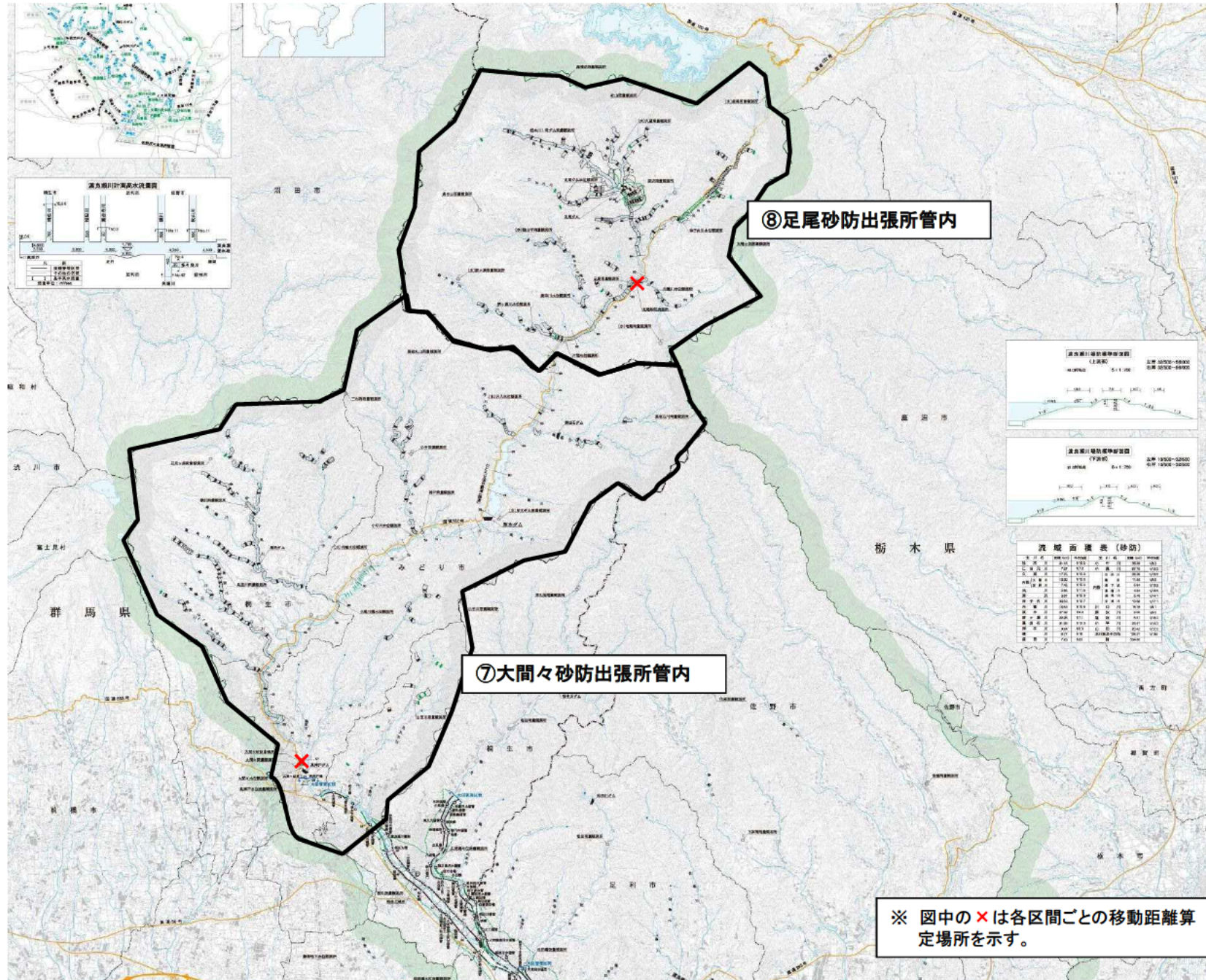
甲 国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長
牛腸 宏 印

乙 〇〇建設〇〇会社
〇〇〇〇〇社長
〇〇 〇〇 印

災害協定区間図(1)



災害協定区間図(2)



申請書

平成〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長
牛 腸 宏 殿

住所 千〇－〇
〇県〇市〇－〇
代表者 〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

「渡良瀬川河川事務所における応急復旧に関する災害協定」締結に関し、技術資料を提出し申請いたします。

問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇
住 所 : 千〇 〇〇
場 所 : 〇 〇〇本店〇部〇課
電 話 番 号 : (代) 〇－〇－〇
F A X 番 号 :
メールアドレス :

2. 本店、支店または営業所所在地

名 称 :
住 所 : 千
電 話 番 号 :

[〇/〇]

地 域 特 性

災害協定締結の 希望区間名称	該当する本店の名称と住所	本店から災害協定締結の希望区 間までの移動距離
第 1 希望		
第 2 希望		
第 3 希望		
第 4 希望		
第 5 希望		

※災害協定締結の希望区間が複数ある場合は、希望順位ごとに記入すること。

※資機材保有場所、会社（該当する本店）から災害協定締結の希望区間までの運行ルートがわかる図面（5万分の1程度の縮尺）を提出すること。

施 工 実 績

会社名：

施工実績の有無： 有 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

施工実績の条件	平成27年4月1日以降に、災害協定締結の希望区間において実施した渡良瀬川河川事務所発注の工事、または、渡良瀬川河川事務所発注の工事、元請けとして完成・引渡が完了した河川工事（砂防出張所管内においては河川または砂防・地すべり等工事）または、河川維持工事の施工実績を1件記載する。（成績65点未満のものを除く）	
工 事 名 称 等	工事名	○○○○○工事 (CORINS登録番号)
	施工場所	○県○市○町○地先～○県○市○町○地先
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
	受注形態等	単体／○JV（出資率○%）
工 事 概 要	分野	例 （砂防堰堤工事、床固工事、山腹工事、築堤護岸工事、河川維持工事等）
	工種（種別）	例 築立 ○○○m ³ 護岸 ○○○m ²

※記載欄の明示は記入例である。

※災害協定締結の希望区間ごとに作成すること。

[○/○]

他機関との災害協定締結の状況

会社名：

他機関との災害協定等の締結の有無： 有 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

他の行政機関と災害協定等を締結している場合は、その全てについて記入すること（加盟している協会等の名称で締結しているものも含む。）

1	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
2	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
3	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
4	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
5	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
6	協定等の名称	
	機関名	
	有効期間	
<p>出動要請が重なった場合における協力体制</p>		<p>※複数の災害協定等を締結している場合は、他の行政機関と出動要請が重なった場合や、すでに出動している場合の対応について記載すること。</p>

※記載した災害協定書等の中で、他の行政機関と出動要請が重なった時の対応が記載されている場合は、その写しを提出すること。

※行が不足する場合は挿入または頁を追加して、すべての契約内容を記載すること。

[○/○]

災害協定等に基づく災害復旧工事の実績

会社名：

災害協定等に基づく災害復旧工事の実績の有無： 有 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

記入条件	平成19年4月1日以降に行政機関との間において、締結した災害協定等に基づく災害復旧工事の実績があれば記載すること。	
工 事 名 称 等	工事名	○○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	関東地方整備局○○○事務所
	施工場所	○県○市○町○地先～○県○市○町○地先
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
	受注形態等	単体/○JV (出資率○%)
工 事 概 要	分野	例 (護岸応急復旧、築堤応急復旧等)
	工種 (種別)	例 護岸 ○○○m ○○○m ²

※記載欄の明示は記入例である。

※記載した実績の内容が不明確な場合は、内容が確認できる資料を提出すること。

[○/○]

資機材等の状況

会社名：

資格名	資格保有者人数
一級土木施工管理技士 二級土木施工管理技士	人

資機材の備蓄の有無： 有 ・ 無
※注：該当に○を付すこと

名 称	規格・台数等
ブルドーザー	(t 数・タイプ別)
ダンプトラック	(t 数)
バックホウ	(m ³ 数)
※その他(応急復旧時に使用可能な機械・資材等を記入)	

※機械類は、出動要請時に使用可能な台数を記入すること。機種・規格・台数（バックホウ（0.45m³以上）、ブルドーザ（3t以上）、ダンプトラック（2t以上）がわかるように記入すること。

※資機材置き場の写真を提出すること。

[○/○]

災害時の基礎的事業継続力認定の有無

会社名：

災害時の基礎的事業継続力認定の有無

有 ・ 申請中 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

[○/○]